

個人情報の第三者提供について

○ A 同意事項について ※ガイドラインⅢ.5.(3)

個人情報保護法では被保険者の同意が必要になる事項のうち、被保険者等の利益になるものや、事業主側の負担が膨大になり、かつ明示的な同意を得ることが必ずしも被保険者にとって合理的でないものについては、あらかじめ被保険者等が容易に知うる方法で通知し「黙示の同意」による同意(包括的な同意)を得ておくことでよいことになっています。当健保では以下の事項についてはこの趣旨に該当すると判断し、包括的な同意とさせていただきますので、同意されない場合は当組合窓口までお申し出ください。

- 次の支給や申請について、本人の申請に基づかず、事業主経由で行います(支給は月額給与に合わせて振り込み(任意継続被保険者を除く)。高額療養費、傷病手当金、出産育児一時金等の現金による給付、保健事業における補助金支給、付加給付、
- 「保険給付金の支給通知書」「負傷原因の照会」を、世帯まとめて被保険者宛てに通知します。

○ B 第三者提供に該当しない事項について ※個人情報の保護に関する法律 第23条第1項、第5項

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、**同法第23条1項に定める同意不要とする4例の他、第5項において**次の場合については、法律上、第三者提供に当たらないことになっています。

- 業務の委託先へ提供する場合
2. 合併等に伴う提供の場合
3. グループ(健保連や事業主等)により共同利用の場合
健保組合の業務は、健康保険法の趣旨に基づいて行うものであり、ほとんどの基本業務処理は健康保険法令に基づいており、加入者の同意を必要としません。また、健保組合の多くの業務処理はコンピュータ処理を行っており、外部業者に業務処理を委託しています。

○ B-1 健保連の高額医療給付の共同事業 ※ガイドラインⅢ.5.(4)

当組合では、高額な医療費が発生した場合に、健保連が実施する高額医療交付金交付事業から医療費の助成を受けるため、診療報酬明細書データを共同利用しております。したがって、法律で求められている①共同利用する旨、②共同利用する個人データ項目、③共同利用する者の範囲、④共同利用する者の利用目的、⑤個人データ管理責任者名もしくは名称ーによって、次のように公表いたします。

- 健保連との高額医療事業の共同実施について
当組合と健保連では、健康保険法附則第2条に基づく事業として、組合が高額な医療費が発生した場合に、その費用の一部を健保連から交付する事業を実施しています。その事業の申請のために、①診療報酬明細書(調剤報酬明細書を含む。以下「レセプト」という。)については、電子レセプトのCSV情報、もしくは紙レセプトのコピー、②当該レセプト患者氏名、性別、本人家族別、入院外来別、診療年月、レセプト請求金額などを記録(記載)した「交付金交付申請総括明細データ」、もしくは「交付金交付申請総括明細書」を健保連・交付金交付事業グループ・高額医療担当に提出します。この交付を受けることによって、当組合の高額医療費の支出が軽減されることとなります。
- 共同利用する個人データ項目について
前項の「交付金交付申請総括明細データ」もしくは「交付金交付申請総括明細書」の記載項目のほか、レセプト記載データの全ての項目
- レセプトデータを共同利用する者の範囲について
・当組合・高額医療担当者及び事務長
・健康保険組合連合会:交付金交付事業グループ・高額医療担当職員
・業務委託先:公益財団法人日本生産性本部 ICT・ヘルスケア推進部及び協力会社
- レセプトデータを共同利用する者の利用目的について
当組合においては、高額医療事業の申請を行うことによって、医療費の一部の交付を受けるためにレセプトデータを利用します。健保連・交付金交付事業グループ・高額医療担当においては、全組合からの申請を受理するため、当該組合からの申請が間違いないかを確認し、適正な交付を行うために利用します。また、特に高額である1月1千万円以上のレセプトについては、個人情報を除いた上で、金額、主病名などについて公表することによって、医療費の高額化傾向を訴えていく材料とします。
- レセプトデータ等の管理責任者の氏名又は名称及び住所並びに法人の代表者氏名
ロイヤルホテル健康保険組合 大阪府大阪市北区中之島 5-3-68 理事長:荻田 勝紀 管理責任者:常務理事
健康保険組合連合会 東京都港区南青山1-24-4 会 長:宮永 俊一 管理責任者:組合サポート部 部長

○ B-2 検診結果情報・保健指導情報の事業主との共同事業 ※ガイドラインⅢ.5.(4)

健康保険法の改正によって、平成20年4月より、40歳以上の加入者に対し、特定健康診査・特定保健指導を行うことが義務付けられました。これにより、当健保と事業主は、被保険者の特定健康診査・特定保健指導を行効率的・効果的に実施するため、健康診断結果における特定健康診査項目および特定保健指導を共同利用します。

- 共同利用する個人データ
(1)健康診断結果データ項目
○問診(既往歴、自覚症状、等)
○身体計測(身長、体重、BMI、視力、腹囲)
○聴力
○呼吸器(胸部X線)
○循環器(聴診、血圧測定/収縮期・拡張期、心電図)
○消化器(食道・胃・十二指腸/胃X線・胃内視鏡、大腸/便潜血2回法)
○血清脂質(HDL・LDLコレステロール、トリグリセリド/中性脂肪、LH比、総コレステロール)
○肝機能(AST:GOT、ALT:GPT、γ-GT:γ-GTP、総蛋白、アルブミン、総ビリルビン、ALP、LDH)
○肝炎ウイルス(HBS、HCV)
○糖尿病(血糖、尿糖、HbA1c)
○腎機能(血清アミラーゼ)
○腎機能(尿蛋白、尿潜血、尿素窒素、クレアチニン、eGFR)
○痛風(尿酸)
○腫瘍マーカー(PSA)
○貧血等(赤血球数、ヘモグロビン、ヘマトクリット、白血球数、血小板数)
- 特定保健指導情報
○保健指導対象者
○保健指導支援レベル
○保健指導内容
○特定保健指導に必要な健康診断結果データ項目
- データを共同利用する者の範囲
(1)特定健診・特定保健指導委託先 :医師、看護師、保健師、管理栄養士、担当者
(2)会社(事業主) :産業医、看護師、保健師、健康管理担当者
(3)健康保険組合 :常務理事、事務長、担当職員

- 個人データを共同利用する者の利用目的
(1)会社(事業主):受診者に対する健康相談、再検査、精密検査等の奨励・フォロー、特定保健指導等に利用し、従業員の生活習慣の改善や健康の保持増進の支援に努めます。
(2)健康保険組合:特定健康診査データを基に、事業主と協力して特定保健指導の実施や被保険者の生活習慣の改善、および健康の保持増進のための保健事業を推進します。
- データ管理責任者
(1)会社(事業主):各事業所の健康および衛生管理を所管する総務人事担当部門等の役職者
(2)健康保険組合:常務理事

○ C 当健康保険組合が業務委託する業務委託事業者と委託業務の内容

委託先事業者はいずれも「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」並びに組合の「個人情報保護管理規程」および「システム等運用管理規程」等、関連する規程に基づき適切な個人情報の取扱いを行います。
◇一般社団法人関西情報センター :健康保険業務基幹システム管理、健康保険被扶養者現況調査票等の作成、大量の健康保険証の発行、ホームページの運営(医療費通知・ジェネリック医薬品差額通知を含む)
◇㈱ケーシップ :レセプト点検
◇㈱ガリバーインターナショナル :柔道整復療養費の支給申請に関する審査点検および支払い業務
◇㈱JMDC :レセプトデータおよび健康診断等のデータに基づく医療費分析、健康ポータルサイトPepUpの運営、特定保健指導
◇㈱HSC、コガソフウェア㈱、㈱パリュエーHR、RIZAP㈱、タウンドクター㈱ :特定保健指導

○ D 当健康保険組合が保有する個人データの開示、訂正および利用停止等について

組合が保有する診療報酬明細等のレセプトの開示については、組合の「診療報酬明細書等の開示に係る取扱要領」のに基づき、また、レセプト以外の保有個人データの開示・訂正・利用停止等については、組合の「保有個人データ(診療報酬明細書等を除く)の開示・訂正・利用停止等に係る取扱要領」に基づき、所定の手続きによる請求に対して対応します。尚、開示の請求に対する手数料は当分の間徴収はいたしません。

ロイヤルホテル健康保険組合が保有する「個人情報の例」や「主な利用目的」の公表について

ロイヤルホテル健康保険組合は、国から認可を受けた公法人として、被保険者・被扶養者の健康の保持・増進など、加入者にとって有益と思われる目的や関連する法令等で定められた利用範囲において特定した利用目的のために、被保険者や被扶養者の各種個人情報を保有し健康保険事業に利用しています。

また、これらの個人情報を適切に保護する観点から、プライバシーポリシーに基づき、保有する加入者の個人情報について、適切な完全措置を講じることにより、加入者の個人情報の漏えい・紛失・き損または加入者の個人情報への不正なアクセスを防止することに努め、個人情報保護の徹底を図っています。

以上のことから、厚生労働省が示すガイドライン(※)に基づき、健康保険組合が保有する個人情報の例、通常業務で想定される主な利用目的について、加入者の皆さまに公表します。
(※)健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン

別表1 健康保険組合等が保有する個人情報の例

個人情報の種類	情報の内容
適用関連	・保険者番号及び被保険者等記号・番号、氏名、生年月日、性別、個人番号 ・資格取得・喪失日、報酬・賞与実績、被扶養者有無、前年度収入額 ＊被扶養者の場合、上記に加え被保険者本人との生計維持関係を示す情報(続柄・同居有無等) ＊任意継続被保険者の場合、上記に加え住所所在地等連絡先
保険給付関連(現物)	・診療報酬明細書(レセプト)記載情報 【診療年月日・日数、受診医療機関名称・所在地、傷病名、診療内容、医療費等にかかる情報】
保険給付関連(現金)	・療養費、移送費関連 【治療用装具内容・装着日、柔道整復師・あんま・はり・きゅう・マッサージ師等にかかる情報、移送経緯・費用、その他申請理由等】 ・傷病手当金関連 【傷病名、労務不能期間、労務不能期間中の報酬額、年金受給額、出勤状況、医師の意見にかかる情報】 ・出産手当金・出産育児一時金関連 【出産日、出勤状況、休業期間中の報酬額、出産への処置にかかる情報】 ・埋葬料(費)関連 【死亡年月日、埋葬に要した費用、請求者にかかる情報】
保健事業関連	・健康診査、保健指導関連 (特定健康診査・特定保健指導・事業所とのコラボヘルスを含む) 【受診年月日、健診機関名称・所在地、健診・問診結果、指導結果】

別表2 健康保険組合の通常業務で想定される主な利用目的

- 被保険者等に対する保険給付に必要な利用目的
【健保組合等の内部での利用に係る事例】
・被保険者資格の確認、被扶養者の認定並びに健康保険被保険者証の発行管理
・保険給付及び付加給付の実施
・番号法に定める利用事務
【他の事業者等への情報提供を伴う事例】
・高額療養費及び一部負担金還元金等の自動払いにおける給与口座(事業主)への支払い
・海外療養費に係る翻訳のための外部委託
・第三者行為に係る損保会社等への求償
・健保連の高額医療給付の共同事業
・番号法に定める情報連携
・被保険者等の資格等のデータ処理の外部委託
2. 保険料の徴収等に必要な利用目的
【健保組合等の内部での利用に係る事例】
・標準報酬月額及び標準賞与額の把握
・健康保険料、介護保険料、調整保険料の徴収
3. 保健事業に必要な利用目的
【健保組合等の内部での利用に係る事例】
・健康の保持・増進のための健診、保健指導及び健康相談
・特定健診、保健指導の実施
・健康増進施設(保養所等)の運営
【他の事業者等への情報提供を伴う事例】
・特定健診、保健指導の実施状況管理及び国への報告
・保健指導、健康相談に係る産業医への委託
・医療機関への健診の委託
・健康増進施設(保養所等)の運営の委託
・コラボヘルスの一環である健診結果の事業者への提供
・被保険者等への医療費通知
4. 診療報酬の審査・支払に必要な利用目的
【健保組合等の内部での利用に係る事例】
・診療報酬明細書(レセプト)等の内容点検・審査
【他の事業者等への情報提供を伴う事例】
・レセプトデータの内容点検・審査の委託
・レセプトデータの電算処理のためのパンチ入力、画像取込み処理の委託
- 【審査支払機関への情報提供を伴う事例】
・オンライン資格確認等システムを利用したレセプト振替のための加入者情報の提供
・オンライン資格確認等システムを利用したレセプト振替のための再審査請求に係る加入者情報の照会及び提供
5. 健康保険組合の運営の安定化に必要な利用目的
【健保組合等の内部での利用に係る事例】
・医療費分析・疾病分析
【他の事業者等への情報提供を伴う事例】
・医療費分析及び医療費通知に係るデータ処理等の外部委託
・健康保険組合連合会本部における医療費分析事業への参画
6. その他
【健保組合等の内部での利用に係る事例】
・健保組合の管理運営業務のうち、業務の維持・改善のための基礎資料
【他の事業者等への情報提供を伴う事例】
・第三者求償事務において、保険会社・医療機関等への相談又は届出等
7. 特定個人情報
番号法第19条第7号において定められた他の医療保険者又は行政機関(以下「他機関」という。)との情報連携における利用目的
【組合の事務処理執行の為、他機関より情報を受ける場合】
・傷病手当金、高額療養費等保険給付審査事務にかかる給付情報等
・高齢受給者負担区分判定等にかかる課税・非課税情報
・被保険者資格取得事務にかかる他機関における資格情報
・被扶養者認定事務にかかる課税・非課税、住民票関係情報等
【他機関の事務執行の為、組合が情報を提供する場合】
・高額療養費、出産、葬祭関連給付等、他機関の給付事務にかかる組合における保険給付関連情報
・資格取得、被扶養者認定等、他機関の資格確認事務にかかる組合における資格取得、被扶養者資格関連情報
8. オンライン資格確認等システムの利用に係る利用目的
【他機関の事務執行の為、組合が情報を提供する場合】
・被保険者等の資格関連情報及び特定健診データの登録
【組合の事務処理執行の為、他機関より情報を受ける場合】
・特定健診データ

※匿名加工情報の作成 と 匿名加工情報の第三者提供について

当組合では、保健事業や疫学調査等のために、特定の個人を識別すること及び作成に用いる個人情報を復元することができないように加工した匿名加工情報を継続的に作成し、電子的な通信手段を用いて分析業者に提供いたします。作成及び提供する匿名加工情報に含まれる情報の項目は、下記の通りです。
【匿名加工情報に含まれる情報の項目】

・性別・生年月・医療保険の資格情報(加入時期、脱退時期、本人・家族区分等)・診療報酬明細書の受診履歴・健診の受診履歴

◇個人情報の取扱いについてのお問い合わせは、右に記載の窓口で受け付けます。
ロイヤルホテル健康保険組合 :Tel 06-6441-0231